

会 議 録

会 議 の 名 称	藤井寺市人権を守るまちづくり審議会
開 催 日 時	令和2年6月15日（月）15時から17時まで
開 催 場 所	市役所3階 301会議室
出 席 者	委 員：石川結加（会長）、難波マズミ（副会長）、浅井義典、 桑野里美、墨村未来士、多田和彦、朴君愛、風呂谷幸蔵 事務局：龍見協働人権課長、小中課長代理、西村主査、 西宮主事補
会 議 の 議 題	(1) 人権教育・人権啓発事業報告 (2) 藤井寺市人権行政基本方針・推進計画（案）③について (3) その他
会 議 の 要 旨	人権行政基本方針&プランに基づく施策の進捗状況や、人権に関する新たな法整備をはじめ、人権行政に関する課題や問題点について検討及び審議を行う。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
傍 聴 者 数	0 人

## 審議内容

(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

○会長挨拶

○審議

会長 それでは早速次第に沿って審議を進めていきます。まずは事務局より資料の説明をお願いします。

事務局 ①人権教育・人権啓発事業報告

②藤井寺市人権行政基本方針・推進計画（案）③に基づき説明

会長 只今報告を受けましたが、何かご質問やご意見はございますか。

委員 表紙における人権に関する記載で、「芽生えたときに与えられる宝物」とありますが、人権は生まれた時に与えられるものではなく、生まれながらに当然備わっているものであると思いますので違和感があります。4ページの4後段で「課題解消及び問題解決～」と記載がありますが、7ページの図では「課題とは要約された解決すべきこと」と記載があり、整合性について気になりました。5ページ1段目の人権を守るまちづくり審議会への諮問についての説明で「条例6条において、人権擁護に関する重要事項～」との記載を、「条例6条に基づき、人権擁護に関する重要事項～」と記載する方が分かり易いです。あと、6ページ後段で人権擁護をはじめとした施策とあるのは、7ページの図では③から⑥に該当するのでしょうか。

事務局 人権擁護施策は広範囲にわたることから、必ずしも7ページの図における③～⑥に該当するものでもないのかなと認識しております。

会長 例えば人権教育に関する施策には、図の⑥調査、研究に関する施策も含まれることから、人権擁護施策についても、図の③～⑥にあてはまるというのではなく、もっと広範囲の施策ということで解釈しております。

事務局 解決及び解消の記載については整理いたします。

委員 7ページの「人権施策に関する課題と施策」とあるのは、「人権施策に関する課題と方向性」とした方が整合性の観点から良いと考えました。

委員 4ページ上段に「性に関わらず」と記載がありますが、あまり見慣れないのですが、男女の性別に関わらず、誰もがという認識で記載されたのですか。

事務局 そのとおりでございます。

委員 6ページの4段における記載では、主体を普遍的な人権の文化を定着させるという目標として、一人ひとりが～しなければならないと記載する方が文章の流れ的に良

いのではないのでしょうか。

事務局 記載について整理したうえで、検討いたします。

委員 先ほど意見のあった表紙の文言ですが、人権は与えられるものではなく、持っているものだとして理解することの重要性を再認識しました。また「芽生えたとき」との記載ですが、妊娠中絶をめぐり、女性の人権の観点から議論のある内容を含みますので、この表現は検討が必要かなと思います。4ページ2段で「不当な差別による人権侵害」の記載について、差別は人権侵害の一つの事象であることから、「不当な差別が生じるなど、人権侵害～」と続けた方が良いかもしれません。3段目の「人権問題に関する法整備」とありますが、「問題」は必要ないのかなと考えます。「課題解消と問題解決」との記載は重複している感じがしました。6ページの4段目の「不当な差別や人権侵害」と記載があるのを、前述の表現と揃えて「不当な差別をはじめとした人権侵害」と記載すべきだと思います。

副会長 6ページ4段で、人権というものは「～宝」とあるのは、あえて記載することに少し違和感を持ちました。

委員 子どもたちに解ってもらうための言葉として、「与える」「宝」が存在し、実際に使用もしますが、本案についても、人権というものは誰もが持つ権利という概念を認識しておけば良いのかとも思います。

会長 3ページにある人権擁護システムにおける各人権相談事業の記載については、内容や特性について補足すると良いと思いました。4ページの2段の一文章が長いので、途中で分けるとともに、6ページ1段で「かけがえのない」から連続して続く「」は、省いた方が読みやすいのではないのでしょうか。8ページの図に記載がある「総合計画」については、何を目的とする総合計画なのか補足説明が必要だと思いつつ、同時に、「人権と関連する」とあるのは、「人権に関連する」と記載すべきではないのでしょうか。

委員 9ページ以降の「手法」という文言に違和感があります。

委員 手法に代わる文言として、「在り方」や「手立て」があるのではないのでしょうか。

委員 文章の好みのレベルでの意見になりますが、9ページ①人権教育に関する課題の2段目「一人ひとりが多様な人々を尊重し～」とあるのは、「一人ひとりが人々の多様性を尊重し～」とし、「実態から認識し～」とあるのも、「実態に学び～」とし

の方が良いと思いました。また記載されている「有効」という文言に違和感があります。3段目で「家庭や地域に対して提供～」とありますが、何を提供していくのかが分かりにくかったです。プログラムや情報の提供でしょうか？

事務局 記載について検討いたします。

委員 「有効」という文言は、例えばうまくいかなかった事が、このようにしてうまくいったという結果を主張する際に使用するものだと思います。

委員 9ページ②人権啓発に関する課題1段目「人権尊重に対する意識が～活用され」とあるのは、「意識が～反映され」だと思います。2段目の「藤井寺市が、～」の文章は長文のため、課題毎に整理した文書とする方が解りやすく、また、この箇所だけ「方々」と記載されていることに違和感があります。

11ページ②人権啓発に関する施策で、「若年層の方々」とあるのは、課題では「あらゆる世代の方々」とあることから、「あらゆる世代の方々、特に若年層の方々」とすると整合できます。12ページのSNSの説明で、「ソーシャル・ネットワーク・システム」とありますが、「ソーシャル・ネットワーク・サービス」ではないかと思しますので、ご確認願います。同ページ④情報の収集・提供に関する施策で「情報収集を推進し、～情報提供を推進～」と重複記載となっているため整理を行い、「人権教育活動の実施主体に」とあるのを、「人権教育活動の活性化のために」とされてはいかがですか。

委員 11ページの学校における人権教育の中で、教職員に対する人権教育が主体となる記述がありますが、人権教育の充実を主体として、その実現のために教職員の意識や知識の向上を図る等の施策の方向性を記述した方が良いのではないのでしょうか。

事務局 検討してまいります。なお、前回の審議会では、施策の方向性をより充実して記述すべきというご意見が多数あり、それらを踏まえて記述していますが、文書のボリュームに関するご意見はございますか。

会長 施策の方向性に関する文書のボリュームについて、ご意見は無いようですね。課題と施策に関する体系については、前案より整理できたと思います。

事務局 体系の記載については、原案では人権施策に関する課題と施策を分けて記載しておりますが、例えば人権教育に関する課題と施策の方向性を連続して記載する形式もございます。それに対するご意見はございますか。

委員 これまでの改定の経緯から判断すると、現行案の方が分かりやすいと思います。

副会長 施策と課題に関する体系でいえば、目次の①～⑥それぞれに「～に関する課題」、「～に関する施策」と記載がありますが、その部分を省いた記載の方が、個人的には捉えやすいのかなと考えました。

事務局 行政の計画として、必ずしも記載する必要は無いと思いますので検討いたします。また、文書のボリュームについては、原案のままで進めてまいります。

会長 11ページ、13ページに「研究を行う」と記載がありますが、実施主体は市となるのでしょうか。

事務局 本市の人権行政推進本部内に研究会を設置する定めがあることから、協働人権課が庶務を行い、研究を推進してまいります。

会長 10ページの④情報の収集・提供に関する課題の1行目「地域、家庭、企業、各種市民団体～」と記載がありますが、人権教育、啓発活動を行う領域であると市が判断しているということでしょうか。

事務局 記述としてはそのようになります。

委員 17ページの高齢者の人権問題にある「超高齢化社会」の「化」は不要だと思います。18ページの性的マイノリティの調査の記述で、「調査によって異なりますが、～」とあります。3～5というパーセントを記載する必要がありますか。

副会長 3～5%はかなり低い調査結果だと思いますが、当事者は多数存在するという認識を持ってもらうため、数値の記載は必要なのかなと思います。

委員 記述にあたっては、調査の主体を示されてはいかがですか。

事務局 調査し、検討いたします。

会長 法務省では、大学の研究機関に調査委託をして、3～5%としています。様々な民間調査結果についても、情報収集していただければと思います。

委員 性的マイノリティやヘイトスピーチに関する注釈は必要ではないでしょうか。

事務局 ( )書きを含めて、注釈の記載について検討いたします。

委員 14ページの部落差別問題1行目の「一部の人々が～強いられ」と記述がありますが、「一部の」という記述は不適切です。

事務局 訂正いたします。

委員 障害者の「害」という表現について、市の方針に基づく整理が必要だと思います。

事務局 法律と整合させるという市の方針から、現時点では、市では「害」で統一して表記しております。ただし、今後、表記の変更はあるものと認識しております。

副会長 法律と合わせるということではなくて、市の考えに基づいて表記していただきたいと思えます。15ページの子どもの人権問題にある「大人」という表現に対する考え方を、「おとな」「こども」というひらがな表記を含めて、整理する方が良いと思いました。

事務局 表現について検討いたします。

委員 14ページの上段で、「一体何が～」とあるのは、「一体」を削除した方が自然であり、16ページ1行目の「DV～ストーカー行為等」の後に、「被害者の多くは女性である」と挿入し、9行目の「被害者の多くが女性である～」は削除した方が、文書が流れる観点から良いと思えます。障害者の人権問題にある障害者の「害」は、私の職場でも使用しておりまして、問題の所在は障害者にあるのではなく、社会の側にあるという考えに基づいています。2段目の「さらにわが国においては～」とあるのは、これまでの経緯から「条約の理念に基づいて、我が国においては～」と記載すべきかと思えます。「障害のある人を障害のない人～」との記載は不要であり、合理的配慮については、「配慮を求められた場合」と記載があるのは不適切です。外国人の人権問題において、外国にルーツを持つ日本国籍の人々も少なくないことを追記してもらいたいです。18ページの上から4段目の文章が長いことから、読みやすくするために分割することと、「～求められています」の前に「より一層」を加える必要があります。5段目にある「共生社会について～」を「共生社会を目指して～」とし、「外国人に対する人権侵害に対しては、適正かつ迅速～」と記載があるのは省略して良いと思えます。

性的マイノリティの人権問題において、性的マイノリティについて、性的指向や性自認をはじめ補足説明が必要に思うことと、2行目の「性に対する考え方～」は、「性の在り方は～」ではないでしょうか。

19ページのインターネット上での人権にある「許されない人権侵害」と記述が2箇所ありますが、4段目にまとめて「これらの許されない人権侵害事象」と記載してはいかがでしょうか。20ページのハンセン病回復者・感染症患者の人権問題で、3段目に記載がある「H I V」はウイルス名であり、前後の文書に合わせるため、

A I D S（エイズ）とするなど、感染症名を記載する必要があります。21ページのホームレスの人権問題で、「自立の意思がある～」との記載は不要であり、22ページ犯罪被害者の人権問題3段目にある「被害者の人権を尊重するため～」とあるのは、「被害者の人権を守るため」という記述の方が良いのではないのでしょうか。SDGsについては、「誰一人取り残さない」ことを最重要理念としており、それは人権目標に他ならない旨を記述する方が、人権との関わりが明確となり、良いのではないのでしょうか。

副会長 SDGsにおけるステークスホルダーについて、注釈が必要かと思います。21ページの犯罪被害者の人権問題1行目に「幸せに生きる～」とあるのは、幸せでなくとも生きる権利はあり不要です。高齢者の人権問題で、高齢化率を%表示したことは良かったです。

委員 SDGsについては、人権問題として記述することに違和感があり、施策であると思います。体系⑥調査・研究に関する施策の後に記述するのはいかがでしょうか。

委員 SDGsの理念に関する問題を整理されてはいかがでしょうか。

事務局 これまでのSDGsの記載に関するご意見を参考にして検討いたします。

委員 16ページ1行目にあるDVに関する注釈が必要です。

会長 部落差別問題以外は、対象が人物、グループとなっており、整合性の観点から被差別部落出身者若しくは部落出身者の人権問題と表記されてはいかがでしょうか。

同じく部落差別問題の2段目にある「言うまでもなく」は不要かと思います。3段目の「近年の社会の情報化」とあるのは、「情報化社会が加速する中」の方が適切です。5段目の「様々な取り組みを推進～」の前に、例えば研修会等の具体的な施策の追記があれば解りやすいです。本計画では意識調査に関する施策が明記されていますが、部落差別解消推進法に実態調査の定めがあることから、部落差別問題の箇所においても、意識調査について明記されてはいかがでしょうか。15ページ以降に記載がある条約については、法律や条例と同様に「 」で区切る記載で統一することと、15ページの子どもの人権問題の6段目にある「大人と同様に最大限に尊重され～」を「最大限に人権が尊重され～」とすることを提案します。16ページの障害者の人権問題3段目の「しかし、今なお～」の記載について「同法は～」と変更し、法の説明とした方が良いと思います。17ページの高齢者の人権問題3

段目「家庭内の不和による～」との記載について、「不和」は不要と考え、4段目の「悪徳商法や詐欺など、高齢者の人権～」の「高齢者の人権」も不要と考えます。18ページ性的マイノリティの人権の2段目「性的マイノリティ」の後に「人々」を追記し、19ページインターネット上での人権問題の3段目「アプリ等を使ったよる～」は訂正が必要です。20ページアイヌの人々の人権問題の2段目で「世界中の少数民族」とあるのは、「先住民族」に訂正され、21ページの貧困問題で「ワーキングプア」とありますが、貧困問題の概念として使用されておらず、記載するのであれば相対的貧困の方が適切と考えます。同ページのホームレスの人権問題にある「野宿生活」は「路上生活」です。最後に質問ですが、23ページのSDGsのパートナーシップの記載で、ステークスホルダーとして、行政、民間企業、各種団体等とありますが、学校は含まれないのでしょうか。

委員 学校教育においても取り組んでいく方針であれば、記載されても良いと思います。

委員 16ページの障害者の人権問題の中で、行政の計画として、環境整備について記載する必要があると思う一方、誤解を招かないように、どのような記載とするのが難しいと思います。

委員 合理的配慮について、注釈が必要ではないでしょうか。

事務局 記載について検討いたします。

会長 特にご意見等が無いようでしたら、その他として、事務局から今後の策定スケジュールについて説明いただけますか。

事務局 当初、パブリックコメント及び市職員からの意見の募集を7月に行う予定でしたが、8月以降へと変更することを考えております。また、パブリックコメント用の素案については、今回の審議会のご意見を反映させたものとさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

委員 現委員の任期満了となる10月末までに取りまとめを行った方が良いと思います。ですので、今回の審議会の意見を反映したパブリックコメント用の素案を事務局で取りまとめ、10月に開催予定の審議会で、パブリックコメント等の意見を反映した最終案を提出いただければと思います。

委員 今回の審議会における意見も、本案の体系を根本的に変えるようなものではなく、よりブラッシュアップさせるものだと思います。今回の審議会の意見を反映した素案

で、意見募集をされても良いのではないのでしょうか。

事務局 それでは、現委員の任期満了前までに審議会を開催し、今回の審議会のご意見及びパブリックコメント等をふまえた最終案をご提示いたします。

会長 審議会前に、経過報告として、素案を郵送等していただいても良いと思います。

それでは、本日の審議会の審議は終了といたします。

事務局 本日はありがとうございました。

以 上